

# 別 記 I

山形県林地開発許可制度実施要綱に基づく様式・書式例抜粋

## 林地開発許可申請書

年 月 日

山形県知事 殿

住所  
申請者  
氏名

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の 所 在 場 所	
開発行為に係る森林の 土 地 の 面 積	
開 発 行 為 の 目 的	
開発行為の着手予定年月日	
開発行為の完了予定年月日	
備 考	

注意事項)

- 1 面積は、実測としヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 備考欄には、開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、その手続きの状況を記載すること。

計 画 書

記載事項		内 容							
1 開発行為の目的又は事業の名称									
2 事業区域の現況	地類区分	森林 ①	農地	その他 ( )			計		
	面積 (ha)								
	比率 (%)								
3 事業区域の土地の利用計画	地類別区分	開発行為をしようとする森林 (ha)					計 (A+B=C)	その他 (農地・その他) (D) (ha)	計 (C)+(D) (ha)
		開発行為に係る森林の面積 (A)	残置する森林等			比率 ②/① (%)			
	残置森林 (B)		造成森林	計 ②					
	用途区分								
計									
4 工事施行者の住所・氏名									
5 添付する計画図書		別添のとおり							
6 残置する森林及び造成する森林又は緑地		別添のとおり							
7 6の維持管理方法									
8 一時利用の場合は利用後の原状回復方法									
9 開発行為の施行工程		別添のとおり							
10 開発行為に要する資金の額及びその調達方法		別添資金計画書のとおり							

11 林地開発行為施行能力に関する申告書	別添のとおり			
12 他法令との関係 (各種許認可及び協議)				
13 開発行為をしようとする区域の土地利用計画	別添土地利用計画書のとおり			
14 開発行為に係る事業の全体計画の概要及び期別計画の概要	ア 全体計画の概要 イ 期別計画の概要			
	工 事 期 日	着 手 年 月 日 ～ 完 了 年 月 日		
	期 別	第 1 期	第 2 期	
	期 間			
15 周辺地域における住宅・農地・道路・公園・その他施設の状況				
16 当該森林の水源かん養機能に直接依存する地域の水需給の状況				
17 周辺地域の自然環境及び生活環境の状況	希少動植物等の有無			
	埋蔵文化財等の有無			
	その他			
18 そ の 他				

※欄が不足する場合は、欄内に「別添」を記載し別途表を添付してもよい。

(計画書の記載注意事項)

- 1 3の開発行為をしようとする土地の利用計画の用途区分は、別荘、ゴルフ場、レジャー施設、工場又は事業場、住宅団地、農地造成等開発目的の主要造成の用途及び造成森林、造成緑地等を記入し、その区分毎に、実際に土地開発行為を行う面積を記載する。
- 2 3の(B)の欄の面積は、残置する森林面積で、立木がそのまま残される区域である。
- 3 造成森林とは、開発行為に係る森林内に新たに樹木が植栽される区域である。
- 4 造成緑地とは、開発行為に係る森林内に造成される緑地の区域である。
- 5 2の開発行為をしようとする事業区域の現況森林面積と3の事業区域の土地の利用計画面積(C)の計、及び事業区域の現況面積計と事業区域の土地の利用計画の面積計(C) + (D)は一致する。
- 6 4の工事施行者の住所・氏名の欄は、申請者でなく、実際に工事を行う業者の住所・氏名を記載する。
- 7 8の欄の一時利用とは、例えば森林内で作業小屋、資材置場等に一時的に利用する場合であり、土地の形質の変更が伴う場合には、申請面積に含めること。
- 8 12の欄には、他法令の許認可の手続きの状況を記載する。
- 9 15の欄には、開発計画に係る森林の周辺に存在する施設(道路・水路・公園・鉄道等)の名称及びその位置関係を記載する。

## 土地所有者等関係権利者の同意書

年 月 日

開発行為者 氏 名 殿

(権 利 者)  
住 所  
氏名又は名称

( 登 記 名 義 人 : )  
( 登 記 名 義 人 と の 関 係 : )

下記の土地を、開発行為の施行のため使用されることについて、異議なく同意します。

### 記

- 1 開発行為者の氏名：
- 2 開発行為の目的：
- 3 土地の所在場所：

土地の所在場所				地 目	地 積 (ha)	権利の種類
市町村	大 字	字	地 番			

- 注 1 面積はヘクタールを単位とし、小数第4位まで記入すること。  
注 2 権利の種類は、所有権、賃貸権、地上権、抵当権等の別を記入すること。  
注 3 1筆に係る所有が共有である場合には、別紙に共有者名簿を添付すること。

隣接土地所有者等関係権利者の同意書

年 月 日

開発行為者 氏 名 殿

(権 利 者)  
住 所  
氏名又は名称

( 登 記 名 義 人 : )  
(登記名義人との関係 : )

下記の開発行為の施行について、私（私達）の土地に被害を及ぼさないことを条件として、異議なく同意します。

記

- 1 開発行為者の氏名：
- 2 開発行為の目的：
- 3 土地の所在場所：

土地の所在場所				地 目	地 積 (ha)	権利の種類
市町村	大 字	字	地 番			

- 注 1 面積はヘクタールを単位とし、小数第4位まで記入すること。  
2 権利の種類は、所有権、賃貸権、地上権、抵当権等の別を記入すること。  
3 筆に係る所有が共有である場合には、別紙に共有者名簿を添付すること。

## 林地開発計画変更許可申請書

年 月 日

山形県知事 殿

住所  
申請者  
氏名

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので申請します。

許可年月日及び番号	当 初	年 月 日	指 令	第 号
	最終変更	年 月 日	指 令	第 号
変 更 理 由				
変 更 内 容				
開発行為に係る森林の所在地	変更前			
	変更後			
開発行為の目的	変更前			
	変更後			
開発行為に係る森林面積	変更前	ヘクタール		
	変更後	ヘクタール		
開発許可の期限	変更前	年 月 日		
	変更後	年 月 日		
完了予定年月日	変更前	年 月 日		
	変更後	年 月 日		

注 許可年月日の最終変更については、変更許可年月日又は変更届の受理年月日の最近のものを記入する。



## 林地開発計画変更届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住所  
届出者  
氏名

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更するので届け出ます。

許可年月日及び番号	当 初	年 月 日	指令	第 号
	最終変更	年 月 日	指令	第 号
変 更 理 由				
変 更 内 容				
開発行為に係る森林の所在地	変更前			
	変更後			
開発行為の目的	変更前			
	変更後			
開発行為に係る森林面積	変更前	ヘクタール		
	変更後	ヘクタール		
開発許可の期限	変更前	年 月 日		
	変更後	年 月 日		
完了予定年月日	変更前	年 月 日		
	変更後	年 月 日		

注 1 許可年月日の最終変更については、変更許可年月日又は変更届の受理年月日の最近のものを記入する。

2 （添付書類） 変更に係る計画内容を記した書類及び図面。

## 林地開発行為着手届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住所  
届出者  
氏名

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為に次のとおり着手したので届け出ます。

許可年月日及び番号	当 初	年 月 日 指令 第 号
	最終変更	年 月 日 指令 第 号
開発行為の所在地		
開発行為の目的		
開発行為着手年月日	年 月 日	

- 注 1 許可年月日の最終変更については、変更許可年月日又は変更届受理年月日の最近のものを記入する。
- 2 変更許可、変更届に係る場合も提出する。
- 3 状況写真及び標識設置状況写真を添付する。

## 林地開発施行状況報告書

年 月 日

山形県知事 殿

住所  
報告者  
氏名

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為の 年 月 日  
現在の施行状況を次のとおり報告します。

許可年月日及び番号	当初	年 月 日 指令 第 号		
	最終変更	年 月 日 指令 第 号		
開発行為の所在地				
開発行為の目的				
設 計		出 来 高		進 捗 率
工 種	数 量	工 種	数 量	
				%

- 注 1 許可年月日の最終変更については、変更許可年月日又は変更届受理年月日の最近のものを記入する。
- 2 現況写真を添付する。

様式第9号（要綱第6条関係）

林地開発許可標識	
当初の許可年月日及び番号	年 月 日 指令 第 号
開発行為の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
事業完了予定年月日	年 月 日
開発行為の目的	
事業主	住所 氏名
工事施行者	住所 氏名
現場管理者	住所 氏名
開発行為の区域の略図	

- 注 1 標識の寸法は、幅100cm×高さ150cm（支柱を含み地面から標識上部まで）とする。
- 2 開発行為の区域の略図には、現在位置・周辺の道路等を含めるものとする。

## 林地開発行為土地譲渡届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住所  
届出者  
氏名

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る土地の権利を次のとおり譲渡したいので届け出ます。

許可年月日及び番号	当初	年 月 日 指令 第 号
	最終変更	年 月 日 指令 第 号
譲渡に係る土地の所在地	権利の種類	被譲渡人の住所・氏名

注 許可年月日の最終変更については、変更許可年月日又は変更届受理年月日の最近のものを記入する。

林 地 開 発 行 為 地 位 承 継 届 出 書

年 月 日

山 形 県 知 事 殿

住所  
承継人  
氏名

森林法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けた者の地位を下記のとおり承継したので届け  
出ます。

許可年月日及び番号	当 初	年 月 日 指 令 第 号
	最終変更	年 月 日 指 令 第 号
開 発 行 為 の 所 在 地		
開 発 行 為 の 目 的		
被 承 継 人	住 所	
	氏 名	
承 継 理 由		
承 継 年 月 日		年 月 日

注 1 許可年月日の最終変更については、変更許可年月日又は変更届受理年月日の最近  
のものを記入する。

2（添付書類）

- (1) 開発許可指令書の写
- (2) 相続又は合併の事実を証する書類又は開発行為に係る事業を譲り受けたことを  
証する書類
- (3) 開発行為に係る土地について権原を取得したことを証する書類
- (4) （相続又は合併による承継の場合を除く）継承人が法人の場合には、法人の登  
記事項証明書。継承人が法人でない団体である場合には、代表者の氏名並びに規  
約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
- (5) 開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類。

## 林地開発行為廃止届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住所  
届出者  
氏名

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり廃止したいので届け出ます。

許可年月日及び番号	当 初	年 月 日	指 令	第 号
	最終変更	年 月 日	指 令	第 号
開発行為の所在地				
開発行為の目的				
廃止予定年月日		年 月 日		
廃止時における森林の開発面積		ヘクタール		
廃止の理由				
廃止後の措置				

注 1 許可年月日の最終変更については、変更許可年月日又は変更届受理年月日の最近のものを記入する。

2 森林の開発面積が 1 ヘクタール以下で事業を終了する場合に提出する。

3（添付書類）

(1) 現況を明示した図面及び写真

(2) 廃止後の措置を明示した図面等

様式第 13 号（要綱第 8 条第 4 項関係）

# 林地開発行為防災工事完了届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住所  
届出者  
氏名

年 月 日付けで提出した林地開発行為完了（廃止・一時中止）届に係る防災工事が次のとおり完了したので届け出ます。

許可年月日及び番号	当 初	年 月 日 指令 第 号
	最終変更	年 月 日 指令 第 号
開発行為の所在地		
開発行為の目的		
開発行為に係る森林面積	ヘクタール	
防災工事着手年月日	年 月 日	
防災工事完了年月日	年 月 日	

注 許可年月日の最終変更については、変更許可年月日又は変更届受理年月日の最近のものを記入する。



## 林地開発行為中止届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住所  
届出者  
氏名

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり中止したいので届け出ます。

許可年月日及び番号	当 初	年 月 日 指令 第 号
	最終変更	年 月 日 指令 第 号
開発行為の所在地		
開発行為の目的		
中止予定年月日	年 月 日	
中止の理由		
中止後の措置		

注 1 許可年月日の最終変更については、変更許可年月日又は変更届受理年月日の最近のものを記入する。

2（添付書類）

- (1) 現況を明示した図面及び写真
- (2) 中止後の措置を明示した図面等

## 災 害 発 生 届 出 書

年 月 日

山 形 県 知 事 殿

住所  
届出者  
氏名

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為に係る区域に次のとおり災害が発生したので届け出ます。

許可年月日及び番号	当 初	年 月 日	指 令	第 号
	最終変更	年 月 日	指 令	第 号
開 発 行 為 の 所 在 地				
開 発 行 為 の 目 的				
災害発生年月日	年 月 日			
災害発生区域				
被災の状況				
復旧の方法				
復旧完了予定年月日	年 月 日			

注 1 許可年月日の最終変更については、変更許可年月日又は変更届受理年月日の最近のものを記入する。

- 2 (添付書類) (1) 被災状況を明示した図面及び写真  
(2) 復旧に必要な計画書及び図面等

## 林地開発行為災害復旧完了届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住所  
届出者  
氏名

年 月 日付けで提出した災害発生届に係る災害復旧工事が、次のとおり完了したので届け出ます。

許可年月日及び番号	当 初	年 月 日 指令 第 号
	最終変更	年 月 日 指令 第 号
開発行為の所在地		
開発行為の目的		
開発行為に係る森林面積	ヘクタール	
復旧工事着手年月日	年 月 日	
復旧工事完了年月日	年 月 日	

注 許可年月日の最終変更については、変更許可年月日又は変更届受理年月日の最近のものを記入する。

林地開発行為完了（部分完了）届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住所  
届出者  
氏名

森林法第 10 条の 2 第 1 項の規定により許可を受けた林地開発行為が次のとおり完了（部分完了）したので届け出ます。

許可年月日及び番号	当 初	年 月 日 指令 第 号
	最終変更	年 月 日 指令 第 号
開発行為の所在地		
開発行為の目的		
開発行為に係る森林面積	ヘクタール	
完了年月日	年 月 日	
完了の区分	全体完了 分割完了（ 工区） 部分完了	
完了に係る森林面積	ヘクタール	
工事施行者（住所・氏名）		
備 考		

注 1 許可年月日の最終変更については、変更許可年月日又は変更届受理年月日の最近のものを記入する。

2（添付書類）

工事記録写真及び出来高図面

## 林地開発行為復旧完了届出書

年 月 日

山形県知事 殿

住所  
届出者  
氏名

指示  
命令  
森林法第 10 条の 3 の規定により 指示  
命令された下記の復旧工事が完了したので届け出ます。

指示 年月日及び番号 命令	年 月 日 第 号
指示 に係る土地の所在地 命令	
工事着手年月日	年 月 日
工事完了年月日	年 月 日

注 （添付書類）

完成写真及び出来高図面

<書式例第1号>

残置する森林及び造成する森林又は緑地

大字	字	地番	林況		森林所有者		A 開発しようとする森林区域の面積 ha	B 開発行為に係る森林の土地の面積 ha	C 残置する森林等				D 造成する緑地 ha	備考 (植栽・樹種・本数・樹高)
			樹種	林令	住所	氏名			残置森林		造成森林			
									① 林令15年以下	② 林令16年以上	③ 樹高1m未満	④ 樹高1m以上		
							ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	

残置森林率 =  $b/A \times 100$

森林率 =  $C/A \times 100$

(ただし、林叢状態を呈しないものはCの算定から除く)

森林率(緑地含む) =  $(C+D)/A \times 100$

(住宅地の造成に適用する)

<書式例第2号>

土 地 利 用 計 画 書

利 用 区 分		面 積 (ha)	比 率 (%)	
森 林 以 外	事 業 用 地			
	道 路			
	法 面			
	緑 地			
	そ の 他			
	小 計			
森 林	残置森林	林令 16 年生以上		
		林令 15 年生以下		
	造成森林	樹 高 1 m 以 上		
		樹 高 1 m 未 満		
	小 計			
合 計				

(注意事項)

本表は、開発行為をしようとする森林の区域に係る土地利用計画について記載すること。

## 工 事 工 程 表

日程 工種	月			月			月			月			月			備 考
	10	20	月	10	20	月	10	20	月	10	20	月	10	20	月	

(注意事項)

- 1 工種毎に具体的な工程を示す。
- 2 開発行為が1年以上にわたる場合には年度毎に作成すること。



## 資 金 計 画 書

	科 目	金額 (千円)	備 考
収    入	自 己 資 金		
	借 入 金		
	処 分 収 入		
	補 助 金		
	計		
支       出	用 地 費		
	工 事 費		
	整 地 工 事 費		
	道 路 工 事 費		
	排 水 施 設 工 事 費		
	給 水 施 設 工 事 費		
	防 災 施 設 工 事 費		
	附 帯 工 事 費		
	事 務 費		
	借 入 金 利 息		
	計		

(注意事項)

- 1 開発行為が多年にわたる場合には年度毎に作成すること。
- 2 次の書類を添付すること。
  - (1) 預金残高証明書
  - (2) 資金の借入先である金融機関の融資を証明する書類
- 3 申請時までには2の書類を提出することが難しい場合は、金融機関等が融資等を検討していることが分かる書面(関心表明書等)を提出し、開発行為の着手時までには2の書類を提出すること。

<書式例第5号>

林地開発行為施行能力に関する申告書

年 月 日

山形県知事 殿

住 所  
申告者  
氏 名

次のとおり申告します。

氏 名 (名称・代表者)							
住 所 (所在地)							
建設業法 法令による登録 宅地建物取引業法 その他				資 本 金 主たる取引 金融機関	万円		
資産の状況							
納 税 額	税区分 年度区分	法人税又は 所得税	事業税	市町村民税	固定資産税	その他	計
	年度 (前年度)						
	年度 (前々年度)						
職員数		事務職	人	技術職	人	労務職	人
計		人		人		人	
主 び な 技 術 員 者 及 名	役職名	氏名		年齢	在勤年数	資格免許・学歴・その他	
過 開 す 去 発 る 五 行 実 年 為 績 間 に の 関	工事名	場 所	面積	許認可番号 年 月 日	着工年月日 完了年月日	検査済証 交付年月日	工事高

(注意事項)

- 1 申請人が法人・団体の場合に作成する。
- 2 各種税別の納税証明書を添付すること。
- 3 資産の状況の欄は、前年度決算報告書（財産目録、貸借対照表、損益計算書）を添付すれば記入を要しないがその旨記入すること。

# 別 記 Ⅱ

開発行為に関する協定書（例）

## 環境保全協定書（例）

〇〇市（町・村）長（以下「甲」という。）と申請者（以下「乙」という。）とは、山形県林地開発許可制度実施要綱の規定により、次のとおり環境保全に関する協定を締結する。

（事業の内容）

第1条 乙が行う次の事業については、この協定の定めるところにより、信義誠実の原則に従い実施するものとする。

(1) 事業地

(2) 事業名

(3) 事業規模

（事業実施上の責務）

第2条 乙は、前条の規定による事業（以下「開発事業」という。）の実施にあたっては別記に掲げる事項について履行するものとする。

（報告及び調査）

第3条 甲は、乙が行う事業の実施状況について、乙に対し必要な報告を求め又は甲の職員に乙の事業地に立入り、必要な調査をさせることができるものとする。

（管理上の責務）

第4条 乙は、開発事業の施行中及び完成後における開発事業の区域（以下「開発区域」という。）の全体及び同区域内に存する施設については、被害・災害等が発生しないよう、維持管理するものとする。

（用途変更の禁止）

第5条 乙は、開発行為によって造成した〇〇〇を、開発目的以外の用途に供しないものとする。

（事業の譲渡又は承継）

第6条 乙は、開発事業、開発区域の土地若しくは施設についての権利を第三者に譲渡し、又は承継させる場合においては、あらかじめ、甲に協議し、その同意を得るものとし、被譲渡人又は承継人に対し、この協定を遵守させるものとする。

（疑義の解決等）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、そのつど、すみやかに甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所  
市（町・村）長 氏 名 ①

乙 住 所  
氏 名 ①

( 開 発 行 為 の 目 的 )

○森林の伐採

- (1) 森林の伐採は、開発区域及びその周辺の区域における自然環境に支障を及ぼすことのないよう慎重に行うこと。
- (2) 皆伐地区にあつては、低層木及び下草等の地被をできる限り残存させること。

○緑地の保存等

- (1) 現存する植生は、極力保存して利用すること。この場合樹林地又は独立木として利用価値のあるものは、緑地の一環として有効に利用すること。
- (2) 開発地区内には、森林、公園、緑地等を〇〇パーセント以上確保すること。
- (3) 開発区域の主要幹線路には、街路樹等を植栽し沿道緑化に努めること。
- (4) 開発区域周縁部には、植樹又は現存する植生を残存することにより、緩衝地帯の造成に努めること。

○土砂流出の防止等

- (1) 切土及び盛土の量は、必要最小限にとどめるとともに残土の処理にあつては、自然環境を損なわないよう処理すること。
- (2) えん堤、沈砂池等の施設の設置を先行させ、切土、盛土又は捨土は下流に対する安全を確認した上で行うこと。
- (3) 強雨時、台風時又は融雪時には土工事を行わないこと。
- (4) 切土及び盛土法面の安定を図り土砂流出防止等に努めること。

○環境汚染の防止

開発区域内において生ずる排水又は廃棄物の処理については、適切な環境衛生施設を整備し、生活環境及び自然環境の保全上支障のないよう万全を期すること。

○権利の譲渡

開発事業又は開発区域の土地若しくは施設についての権利を第三者に譲渡する場合は、あらかじめ協議し同意を得ること。

※項目は、開発目的や地域の実情に応じて、追加又は省略するものとする。

# 別 記 Ⅲ

残置森林等の維持管理に関する協定書(例)

## 残置森林等の維持管理に関する協定書 (例)

〇〇市(町・村)長(以下「甲」という。)と申請者(以下「乙」という。)とは、山形県林地開発許可制度実施要綱の規定により、次のとおり残置森林等の維持管理に関する協定を締結する。

(残置森林等の維持管理)

1 残置森林等は、計画に基づき善良に維持管理するものとする。

(地域森林計画の遵守)

2 残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業を行うものとする。

(造林の実施)

3 残置森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には現地に適合した樹種を適切に植栽するものとする。

(保育の実施)

4 残置森林等のうち、造林した森林又は緑地については、活着するまでの間散水等の措置を講ずるものとする。その他、下刈、つる切り、除伐、間伐及び施肥を必要とする箇所については、適切な保育作業で管理するものとする。

(立木の伐採)

5 残置森林等の立木を伐採する場合は、乙が甲に協議するものとする。

(維持管理計画書)

6 乙は開発行為完了時に、残置森林等の維持管理計画書を作成し、甲に提出するものとする。

なお、計画に変更を生じた場合はそのつど、変更計画書を乙が甲に提出するものとする。

(誓約事項の承継)

7 残置森林等の所有権、その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、その誓約事項を当該権利者に承継するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所  
市(町・村)長 氏 名 ⑩

乙 住 所  
氏 名 ⑩

# 別 記 IV

県内確率降雨強度一覧表



## 山形県内主要地点における確率降雨強度表

〔確率年:3年〕(単位: mm/時)

観測所名	山形	新庄	米沢	酒田
降雨強度式	$\frac{1016.7}{t^{0.80} + 7.6936}$	$\frac{1260.5}{t^{0.81} + 11.3402}$	$\frac{1162.4}{t^{0.84} + 9.3283}$	$\frac{990}{t^{0.73} + 6.3341}$
t=10分	72.6	70.8	71.5	84.6
20	54.4	55.6	53.5	65.0
30	44.4	46.6	43.5	54.1
60	29.8	32.4	28.7	37.8

〔確率年:10年〕(単位: mm/時)

観測所名	山形	新庄	米沢	酒田
降雨強度式	$\frac{1536.6}{t^{0.82} + 8.7948}$	$\frac{1386}{t^{0.75} + 9.044}$	$\frac{1704.0}{t^{0.86} + 10.5715}$	$\frac{1661.8}{t^{0.76} + 10.0304}$
t=10分	99.8	94.5	95.6	105.3
20	75.1	74.9	71.8	84.0
30	61.3	63.4	58.3	71.3
60	41.0	45.3	38.4	51.1

〔確率年:30年〕(単位: mm/時)

観測所名	山形	新庄	米沢	酒田
降雨強度式	$\frac{2086.2}{t^{0.84} + 10.1746}$	$\frac{1083.1}{t^{0.64} + 5.1439}$	$\frac{2165.4}{t^{0.87} + 11.3089}$	$\frac{2463.1}{t^{0.79} + 14.0347}$
t=10分	122.1	113.9	115.7	121.9
20	92.5	90.7	87.1	99.7
30	75.6	77.6	70.8	85.8
60	50.5	57.4	46.5	62.5

[確率年:50年](単位: mm/時)

観測所名	山形	新庄	米沢	酒田
降雨強度式	$\frac{2256.8}{t^{0.84} + 10.0514}$	$\frac{857.5}{t^{0.57} + 3.2518}$	$\frac{2455.1}{t^{0.88} + 12.1456}$	$\frac{2693.8}{t^{0.79} + 14.4895}$
t=10分	133.0	123.1	124.4	130.4
20	100.6	97.8	94.0	107.1
30	82.2	84.1	76.5	92.3
60	54.8	63.2	50.3	67.5

[確率年:100年](単位: mm/時)

観測所名	山形	新庄	米沢	酒田
降雨強度式	$\frac{2621.6}{t^{0.85} + 10.7890}$	$\frac{557}{t^{0.46} + 1.2182}$	$\frac{2694.8}{t^{0.88} + 12.0558}$	$\frac{3350.7}{t^{0.81} + 17.3842}$
t=10分	146.7	135.8	137.2	140.5
20	111.3	107.4	103.6	116.7
30	91.0	92.9	84.2	101.2
60	60.6	71.5	55.3	74.5

上表の使用にあたっての留意事項

1 適用地区

観測所名	適用範囲
山形	村山地域
米沢	置賜地域
新庄	最上地域
酒田	庄内地域

2 上記の降雨強度表は県土整備部河川課の「河川整備計画資料集(令和3年3月)」より抜粋したものである。

3 降雨強度式は他にも数種類あるので、バックデータが明確なものであれば他の方法でもよい。

# 別 記 V

洪水調節池の設置に係る計画例

(別紙)

## 洪水調節池等の設置に係る計画例

法第10条の2第2項第1号の2に規定する水害の防止に係る許可基準については、運用基準の別記第3において、「開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること」と規定されているほか、運用細則及び運用細則の適用において技術的細目等が定められている。

今般、これら通知を踏まえ洪水調節池等を設置する場合の計画例を以下のとおり取りまとめたので、参考とされたい。

なお、以下は参考例であって、各都道府県の実情に応じて計画することを妨げるものではないので留意願いたい。

### 1 当該開発行為に伴いピーク流量を安全に流下させることができない地点の選定

- (1) 当該開発行為をする森林の下流において、30年確率降雨により想定される開発中及び開発後のピーク流量を流下させることができない地点を選定する（運用細則第3関係）。

ピーク流量の算定に当たっては、当該地域において適合度の高い算式を用いることとし、適当な算式がない場合にはラショナル式を用いる。

- (2) (1)の地点のうち、開発中及び開発後の30年確率降雨により想定される無調節のピーク流量（ $Q_i30$ ）が開発前のピーク流量（ $Q_{oi30}$ ）に対して1%以上増加する地点  $i$  を選定する。

ただし、当該ピーク流量の増加率が1%未満であっても、当該河川等の管理者が安全に流下させることができないと判断した場合は、その地点も選定する（運用細則の適用第4関係）。

- (3) (2)の地点が生じない場合には、法第10条の2第2項第1号の2による洪水調節池等の設置は不要となる（運用細則第3関係）。

なお、(2)の地点が生じない場合であっても、同項第1号の要件に照らしてピーク流量を調節することが必要な場合には、運用細則第2の8の基準によって洪水調節池等を設置することが必要である。

### 2 当該開発行為による影響を最も強く受ける地点の選定

- (1) 1の(2)で選定した各地点について、それぞれ開発前の30年確率降雨により想定されるピーク流量（ $Q_{oi30}$ ）を超えない洪水調節池等からの放流量（ $q_i30$ ）を算定する。

洪水調節池等からの放流量（ $q_i30$ ）の算定に当たっては、当該地域において適合度の高い算式を用いる。

例えば、以下の算式が考えられる。

$$q_i30 = Q_{oi30} \times \frac{a \times f_o}{A_i \times F_{oi}}$$

ここに、 $A_i$ ：選定した各地点の集水面積 (ha)

$F_{oi}$ ：選定した各地点の集水区域の開発前の流出係数

$a$ ：洪水調節池等の集水区域の面積 (ha)

$f_o$ ：洪水調節池等の集水区域の開発前の流出係数

- (2) (1)で算出した各地点ごとの洪水調節池等からの放流量 ( $q_{i30}$ ) が最小となる地点 ( $j$ ) を「当該開発行為による影響を最も強く受ける地点」(以下「当該地点」という。)として選定する(運用細則の適用第4関係)。

ただし、1の(2)で求めた各地点の中で、地点( $j$ )に比べ流下能力が著しく小さい地点( $k$ )が存在する場合(地点( $j$ )において $n_j$ 年確率降雨により想定されるピーク流量を流下させることができ、地点 $k$ において $n_k$ 年確率降雨により想定されるピーク流量を流下させることができるときに、両地点の確率年が $n_j > n_k$ となる場合)又は当該河川等の管理者が必要であると判断した場合には、その地点( $k$ )も当該地点として選定する。

いずれの場合であっても、当該地点の選定に当たっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ることが必要である(運用細則の適用第4関係)。

### 3 当該開発行為による影響を最も強く受ける地点における許容放流量の決定

- (1) 2の(2)で選定した当該地点の当該洪水調節池等からの放流量 ( $q_{i30}$ ) を30年確率降雨に対する洪水調節池等からの許容放流量 ( $q_{pc30}$ ) として決定する。

- (2) 当該地点が地点( $j$ )の場合、地点( $j$ )における開発前の $n_j$ (当該地点が地点( $k$ )の場合には $n_k$ とする。以下同じ。)年確率降雨で想定されるピーク流量 ( $Q_{0n_j}$ ) をもとに、当該洪水調節池等からの放流量 ( $q_{jn_j}$ ) を算定し、これを  $n$  ( $=n_j$ ) 年確率降雨に対する洪水調節池等からの許容放流量 ( $q_{pcn}$ ) として決定する。

$n_j$ 年確率降雨における当該洪水調節池等からの放流量 ( $q_{jn_j}$ ) の算定に当たっては、2と同様に、当該地域において適合度の高い算式を用いる。

例えば、以下の算式が考えられる。

$$q_{jn_j} = Q_{0n_j} \times \frac{a \times f_o}{A_j \times F_{oj}}$$

ここに、 $A_j$ ：地点 $j$ の集水面積 (ha)

$F_{oj}$ ：地点 $j$ の集水区域の開発前の流出係数

$a$ ：洪水調節池等の集水区域の面積 (ha)

$f_o$ ：洪水調節池等の集水区域の開発前の流出係数

### 4 洪水調節池等の容量の決定

洪水調節池等の容量を、洪水調節池等の集水区域における30年及び $n$ 年のそれぞれの確率降雨により想定される開発中及び開発後のピーク流量 ( $q_{30}$  及び  $q_n$ ) を30年及び $n$ 年のそれぞれの確率降雨に対する洪水調節池等からの許容放流量 ( $q_{pc30}$  及び  $q_{pcn}$ ) に調

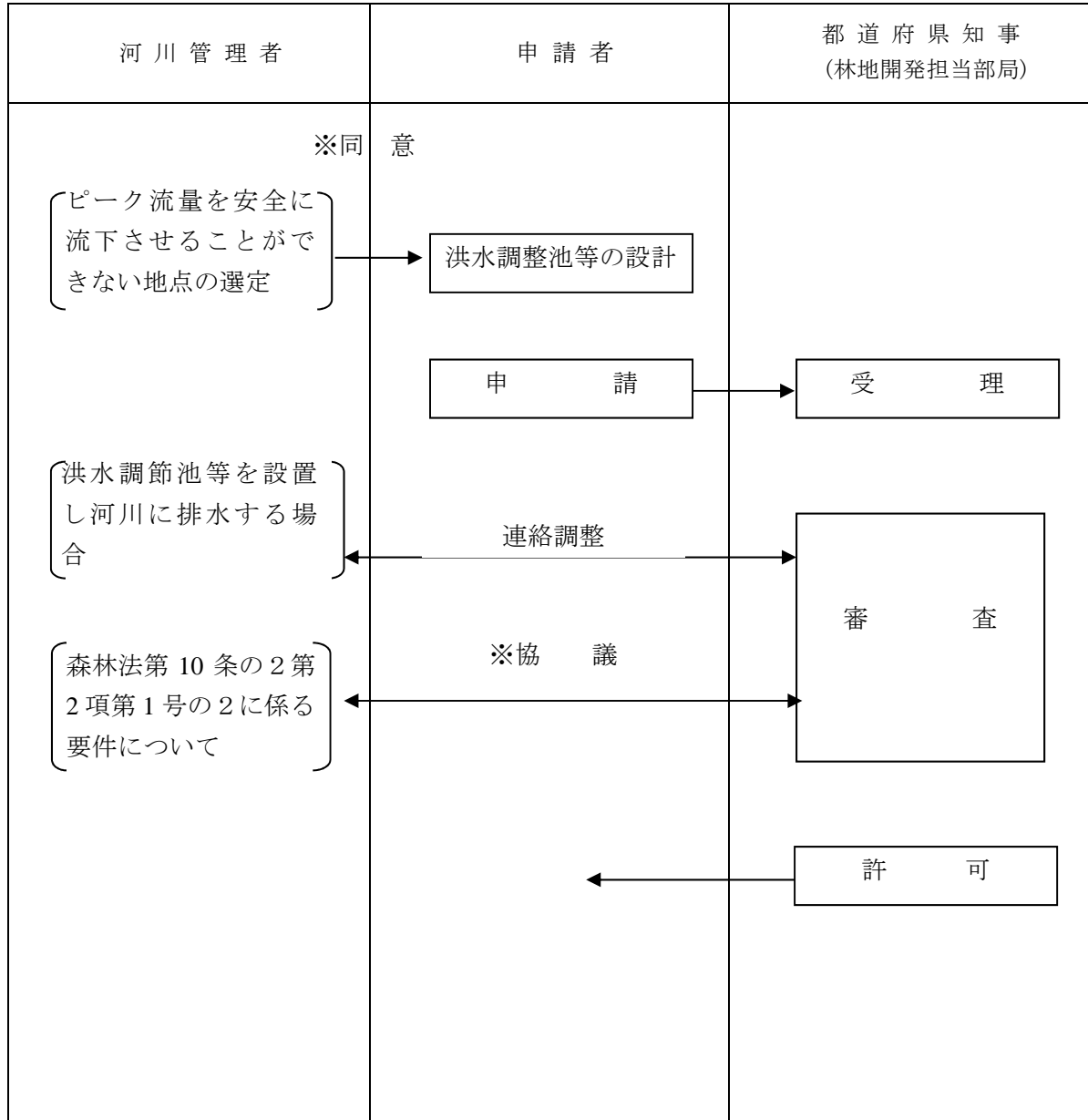
節できる容量に決定する（運用細則第3の1関係）。

洪水調節池等の容量の計算は、簡便法（確率降雨強度曲線の特性を応用して必要調節容量を簡便に求める方法）、厳密計算法（洪水調節池の諸元を仮定し、シミュレーションを繰り返し、洪水調節容量を求める方法）その他の適切な方法により行う。

n年確率降雨も考慮するのは、30年確率降雨により想定される開発中及び開発後のピーク流量を調節できる洪水調節池等を設置した場合であっても、その設計内容によってはn年確率降雨により想定される開発中及び開発後のピーク流量を調節できない場合が想定されるためである。

なお、30年及びn年確率降雨により想定される開発中及び開発後のピーク流量を調節できる洪水調節池等を設置することにより、n年から30年間の頻度で発生する雨量強度におけるピーク流量については概ね調節できると考えて差し支えない。

林地開発許可における洪水調節池等の設置に係る河川管理者との協議



(注) ※法改正により新たに協議等を行う事項

## <参 考>

### 山形県林地開発許可制度実施要綱

制 定：平成 15 年 3 月 27 日 森第 1872 号  
一部改正：平成 15 年 5 月 8 日 森第 197 号  
一部改正：平成 17 年 3 月 23 日 森第 1414 号  
一部改正：平成 19 年 12 月 19 日 森第 893 号  
一部改正：平成 26 年 6 月 4 日 林振第 345 号  
一部改正：平成 28 年 3 月 28 日 林振第 1345 号  
一部改正：平成 30 年 4 月 3 日 林振 第 6 号  
一部改正：令和 4 年 3 月 28 日 森林第 1296 号

#### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 10 条の 2 及び第 10 条の 3 に基づく林地開発許可制度の適正な執行を図るため、法、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号。以下「政令」という。）、森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号。以下「省令」という。）、山形県森林法の施行に関する規則（昭和 50 年山形県規則第 39 号。以下「規則」という。）及び森林法施行規則の規定に基づき申請書の様式を定める件（昭和 37 年 7 月 2 日農林省告示第 851 号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (法令の遵守等)

第 2 条 法第 10 条の 2 第 1 項に規定する開発行為（以下「開発行為」という。）をする者は、開発行為の実施にあたり、法令及び許可条件を遵守しなければならない。

2 開発行為者は、その指示を受け又はその委託を受けて開発行為に従事する者が行う当該林地開発に係る行為についても、その責任を負うものとする。

#### (開発許可申請書の添付書類)

第 3 条 省令第 4 条に規定する申請書（様式第 1 号）の添付書類については、省令第 4 条、規則第 2 条及び第 3 条に定めのあるもののほか、次に掲げるとおりとする。ただし、知事が認める場合には、書類を追加し、又は一部省略することができる。

(1) 開発行為をしようとする森林を所管する市町村長との間に締結された環境保全に関する協定書並びに残置森林等の維持管理に関する協定書

(2) 開発行為地からの流下水について、直接的に影響を受ける範囲に水利権、漁業権等が存する場合には、それらの権利を有する者の同意書

2 省令第 4 条第 1 項第 1 号及び規則第 3 条に定める計画書（以下「計画書」という。）については、様式第 2 号によるものとする。

3 省令第 4 条第 1 項第 2 号に定める当該開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることを証する書類については、様式第 3 号によるものとする。

4 規則第 3 条第 1 項第 16 号の同意書は、様式第 4 号によるものとする。

#### (開発行為の変更)

第 4 条 次に掲げる事項について開発行為の計画変更をしようとする開発行為者は、林地開発計画変更許可申請書（様式第 5 号）を知事に提出し、許可を受けるものとする。

(1) 開発行為の目的

(2) 開発行為に係る森林面積（すでに許可を受けている開発行為の面積の 20% を超える増加又は、1 ヘクタールを超える増加の場合に限る。）

(3) 残置森林、造成森林及び緑地面積（残置森林率又は森林率の割合が許可基準を下回る変更をしようとする場合に限る。）

(4) 防災施設（防災施設の新設、廃止及び防災施設の機能の低下を伴う場合に限る。）



- (5) 排水施設（排水施設の新設、廃止及び排水施設の機能の低下を伴う場合に限る。）
  - (6) (2)に該当しない場合であっても、変更内容が法第10条の2第2項各号に該当する恐れがあると認められる場合。
- 2 前項に規定する事項以外の開発行為の計画を変更する開発行為者は、許可条件に基づき変更後の開発行為に着手する前に林地開発計画変更届出書（様式第6号）を知事に提出するものとする。
  - 3 前第1項の申請書及び前第2項の届出書には、次の各号に定める図書を添付するものとする。
    - (1) 計画変更後の区域図
    - (2) 計画書及び規則第3条に定める添付書類のうち計画の変更に伴いその内容が変更される図書
    - (3) 必要に応じ、第3条各号に掲げる書類

（工事着手の届出及び施行状況の報告）

- 第5条 開発行為者は、開発行為に着手したときは、遅滞なく、林地開発行為着手届出書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 2 開発行為者は、開発行為が完了し知事の確認を受けるまでの間、開発行為の施行状況を林地開発施行状況報告書（様式第8号）により、知事に報告するものとする。
  - 3 前項の報告は、毎年9月末日及び3月末日現在で行うものとし、翌月の10日まで提出するものとする。

（標識の掲示）

- 第6条 開発行為者は、開発行為の期間中、許可に係る開発区域の見やすい場所に林地開発許可標識（様式第9号）を掲示するものとする。

（開発行為の承継等）

- 第7条 開発行為者は、許可に係る開発行為の完了前に開発行為に係る土地の権利を他人に譲渡しようとする場合には、あらかじめ林地開発行為土地譲渡届出書（様式第10号）を知事に提出するものとする。
- 2 許可に係る開発行為の完了前に相続、合併、事業の譲渡その他の理由により、開発行為の地位を承継した者は、遅滞なく、林地開発行為地位承継届出書（様式第11号）を知事に提出するものとする。
  - 3 前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。
    - (1) 相続又は合併による承継の場合
      - ア 開発許可指令書の写
      - イ 相続又は合併の事実を証する書類
      - ウ 開発行為に係る土地について権原を取得したことを証する書類
      - エ 開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類
    - (2) 事業の譲渡その他の理由により、開発行為の地位を承継した場合
      - ア 開発許可指令書の写
      - イ 開発行為に係る事業を譲り受けたことを証する書類
      - ウ 開発行為に係る土地について権原を取得したことを証する書類
      - エ 継承人が法人の場合には、法人の登記事項証明書。継承人が法人でない団体である場合には、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類
      - オ 開発行為に要する資金及びその調達方法に関する書類

（開発行為の廃止）

- 第8条 開発行為者は、1ヘクタール以下の開発を行った時点で、事業を終了する場合には、開発行為を終了する前に、林地開発行為廃止届出書（様式第12号）を知事に提出するものとする。
- 2 前項の届出書には、次の書類を添付するものとする。
    - ア 開発区域の現況を明示した図面及び現況写真
    - イ 廃止後の措置を明示した図面等
    - ウ その他知事が必要と認め指示する書類

- 3 知事は、届出の内容について、現地確認等を行い、防災上の必要な措置を指示するものとする。
- 4 開発行為者は、指示された防災施設等の工事が完了した場合には、林地開発行為防災工事完了届出書（様式第 13 号）を知事に提出するものとする。

（開発行為の中止）

第 9 条 開発行為者は、1 ヘクタールを超える開発を行った時点で、事業を終了する場合には、あらかじめ林地開発行為中止届出書（様式第 14 号）を知事に提出するものとする。

- 2 前項の届出書には、次の書類を添付するものとする。
  - ア 開発区域の現況を明示した図面及び現況写真
  - イ 中止後の措置を明示した図面等
  - ウ その他知事が必要と認め指示する書類
- 3 知事は、届出書の内容を審査し、第 4 条の規定による開発行為の変更を指示するものとする。

（災害発生の届出等）

第 10 条 開発行為者は、開発対象区域内において災害が発生した場合には、直ちに必要な応急措置を講ずる等被害の拡大の防止を図るとともに、遅滞なく災害発生届出書（様式第 15 号）を知事に提出するものとする。

- 2 開発行為者は、前項の災害に係る復旧工事が完了した場合には、林地開発行為災害復旧完了届出書（様式第 16 号）を知事に提出するものとする。

（開発行為完了（部分完了）の届出）

第 11 条 開発行為者は、許可に係る開発行為が完了（部分完了）した場合には、遅滞なく、林地開発行為完了届出書（様式第 17 号）を知事に提出し、完了（部分完了）の確認を受けるものとする。

- 2 開発行為者は、前項に規定する知事の確認を受けるに当たり、立ち会うとともに、確認するうえで必要な資料の提出を求められた場合は、これを提示しなければならない。
- 3 指示された防災施設等の工事の完了については、前第 8 条第 4 項の規定による。

（違反行為に対する措置）

第 12 条 知事は、法第 10 条の 3 に該当する違反行為をした者に対して、速やかに中止又は復旧の指示、若しくは命令の措置を講ずるものとする。

- 2 前項の違反行為をした者は、知事が行う現地立入調査及び事情聴取等に協力しなければならない。
- 3 開発行為者は、第 1 項の指示又は命令された復旧工事が完了した場合には、林地開発行為復旧完了届出書（様式第 18 号）を知事に提出しなければならない。

（連絡調整）

第 13 条 法第 10 条の 2 第 1 項第 1 号、及び第 3 号の規定により許可制の適用のない開発行為についての当該開発行為をしようとする者（以下「届出者」という。）は、事前に知事と連絡調整を行わなければならない。

- 2 届出者は、前項の届出事項を遵守し、林地開発許可制度の趣旨に即した適正な開発行為の履行を確保しなければならない。

（申請書又は届出書の経由及び提出部数）

第 14 条 省令及びこの要綱により知事に提出する申請書、又は届出書（これらの添付図書を含む。）は、所轄の総合支庁の長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書、又は届出書（これらの添付図書を含む。）の提出部数は 1 部とする。  
ただし、知事が 1 部以上求める場合はその部数とする。

（事務処理の方法）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか円滑な事務処理を図るため必要な事項については、別途要領に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による申請書及び添付書類は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する申請書等に適用し、施行日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。